





び第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第一百三條第一項本文中「前条第三項から第一項、第五項及び第六項」を「前条第一項、第三項まで」とし、「前条第一項、第三項及び第四項」に改め、「當選人を定めることができるときを除く外」の下に「委員の欠員の數が第百十一条第一項にいうその當選人の不足數と連じて都道府県の教育委員会の委員については三人以上、市町村の教育委員会の委員にあつては二人以上に達したときは、」を加える。

第一百四條本文中「第一百十二条(長)が欠けた場合等の線(上)補充」第二項、第五項及び第六項を「第一百十二条(長が欠けた場合等の線(上)補充)第二項から第四項まで」に改める。

第一百五條の見出し中「又は委員」を削り、同条第一項に次の一号を加える。

四 教育委員会の委員の場合に於けるその再選挙又は補欠選挙第百五十九条第六項から第九項までを削る。

第五項の見出しが「(議員、委員又は當選人がすべてない場合の一般選挙又は定例選挙)に改め、同条第一項中「第一百十二条(長)が欠けた場合等の線(上)補充」第一項若しくは第二項(選挙の一一部無効に係る部分を除く。)に改め、同条に次の一項を加える。

**2 教育委員会の委員又はその選挙における當選人について、第一百〇九條(再選挙)第一項若しくは第二項(選挙の一一部無効に係る部分を除く。)又は第一百三條第四項(補欠選挙)に規定する事由が生じた場合において、委員又は當選人がすべてないとさへすれば、これらの規定にかかるかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、定例選挙を行わせなければならぬ。**

三百二十條第一項前段中「(第一百五条第七項(補充委員の場合は)に規定する任期終了)に因る選挙を含む。」を削り、同項後段中「市町村の教育委員会の委員(の下に「若しくは市町村の教育委員会の委員(を加え、「第一百〇九條(議員)の欠員の場合の線(上)補充)第一項及び第五項」を「第一百十二条(議員)の欠員の場合の線(上)補充)第一項及び第三項」に改める。

第二百五十八条第二項(前項但書の規定は、この場合に準用する。)の見出し中「並びに、」を削り、二百五十九条第六項から第二百五十九条第一項に後段として次のように加える。

前項但書の規定は、この場合に準用する。

四 改正前の公職選挙法第三十三条规定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期満了する委員の定例選挙について、改正前の公職選挙法第三十三条规定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期満了する委員の定例選挙について、公職選挙法第三十二條第六項の規定によつてこの法律の施行の日前に行なうべき選挙の期日の告示は、同法同項の規定にかかるかわらず、これを行わないものとする。

五 市町村の設置に因る教育委員会の委員の選挙で、その選挙の期日の告示がこの法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に行われるものについては、改正後の公職選挙法の規定を適用する。

**6 教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙で、この法律の施行の際すでにその選挙の期日を告示してある選挙に関しては、なお前例による。**

**7 この法律の施行前に生じた教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙の事由が当該委員の任期が終る前六月以内に生じたものであるため、改正前の公職選挙法第三十四条第二項(「第二項本文の規定により行なうこととされたいた再選挙又は補欠選挙で、改正後の公職選挙法第一百十条第一項第四号又は第一百三十四条及びこの法律の附則第二項の規定により行なうこととなつたものについては、改正後の公職選挙法第三十四条第四項及び第五項の規定にかかるかわらず、この法律の施行の日を当該再選挙又は補欠選挙を行うべき事由が生じた日とみなして、同法同条第一項の規定を適用する。」に改めることとする。**

**8 教育委員会法(昭和二十三年法律第一百七十号)の一部を次のように改正する。**

第八条第三項中「並びに補欠委員及び補充委員」を「及び補欠委員」に改める。

**9 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。**

第九十四条中「第一百六十六條(委員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)に改め、同条第一項中「又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員」を「若しくは地方公共団体の議会の議員の補欠議員又は教育委員会の議員の補欠議員」に改め、同条第一項中「又は(議員、委員及び補充委員)を「及び補欠委員」と改めることとする。

**○内村清次君登壇、拍手**  
内村清次君(今議題となりました)に結果について御報告申上げます。

本法案の提案理由は、教育委員会制度発足以来の経験、現行地方公共団体の他の選挙制度の事例、地方財政上の負担の軽減等、諸般の事情を考慮いたしまして、教育委員会の委員の半数改選の制度を一齊改選に改めたいというのでござります。

次に、法案の内容の大要を申上げます。改正の第一点は、教育委員会の委員は、二年ごとにその半数を改選

する第二項(選挙の一一部無効に係る部分を除く。)に改める。

**2 改正前の公職選挙法第三十三条规定によりこの法律の施行の日から起算して二年以内に任期満了すべき教育委員会の委員の任期は、その任期が満了すべき日翌日から起算して、なお二年延長するものとする。**

三百三十條第一項前段中「(第一百五条第七項(補充委員の場合は)に規定する任期終了)に因る選挙を含む。」を削り、同項後段中「市町村の教育委員会の委員(の下に「若しくは市町村の教育委員会の委員(を加え、「第一百〇九條(議員)の欠員の場合の線(上)補充)第一項及び第五項」を「第一百十二条(議員)の欠員の場合の線(上)補充)第一項及び第三項」に改める。

**7 第三十一條中「第一百十条第一項の下に「及び第二項」を加え、「第一百十二条第一項、第五項及び第六項」を「第一百十二条第一項、第三項及び第四項」に、同条の表の第一百二条第一項の項中「当該議員」を「当該議員若しくは委員」に改め**

**8 第三十一條中「第一百十条第一項の下に「及び第二項」を加え、「第一百十二条第一項、第五項及び第六項」を「第一百十二条第一項、第三項及び第四項」に、同条の表の第一百二条第一項の項中「当該議員」を「当該議員若しくは委員」に改めることとする。**

本法案の提案理由は、教育委員会制度発足以来の経験、現行地方公共団体の他の選挙制度の事例、地方財政上の負担の軽減等、諸般の事情を考慮いたしまして、教育委員会の委員の半数改選の制度を一齊改選に改めたいというのでござります。

次に、法案の内容の大要を申上げます。改正の第一点は、教育委員会の委員は、二年ごとにその半数を改選

するという制度を廃止して、四年ごとに一齊に改選するように公職選挙法第三十三条に改正を加えたのであります。改正の第二点は、附則第二項の規定であります。即ち教育委員会の現任委員のうち、任期満了が早く到来する半数の委員の任期を二年延長することによつて、現任委員全員の任期満了を同一時期となるようにし、次の選挙からは、一齊改選が行われるようにいたしましたのであります。なお、以上の主要な改正点のほか、これに伴い定例選挙の期日、線上補充、補欠選挙に必要な経過措置等について、関係規定の整備を図つたのであります。

地方行政委員会におきましては、三月九日、塚田自治庁長官より提案理由の説明を聞いたのち、これを公職選挙法の改正に関する小委員会に付託し、又五月十九日には地方行政、文部連合委員会を開く等、慎重に審議を重ねたのであります。委員会における質疑応答の主なもの一二、三を御紹介いたしますと、「本法案は、教員委員会の育成強化に役立つところか、却つて一步後退を意味するものではないか」との質問に対しまして、大達文部大臣より、「一齊改選に改めることは、これによつてむしろ教育委員会制度存続の方針をはつきりさせるのであつて、決して教育委員会制度の後退を意味しない」旨の答弁がありました。一、「一齊改選は、半数改選に比べて民意反映の可能をより少くし、教育委員会の機能に空白を生ずる危険を多くするものではないか」との質問に対しましては、同じく文部大臣より、「半数改選の主なる狙いは教育行政の急激な改変を避け、その保守性を保とうとするものであり、一齊改

選によつて、特に民意反映や空白を避ける上に、特に困難を来たすとは考へられない旨の答弁がございました。その他教育委員会の本質にも触れた多くあります。

五月二十二日、討論に入り、若木委員は「政府は、教育委員会の育成強化を強調しながら、その財政的裏付を怠り、教育委員会本来のあり方から見て重要な意義を有する半数改選制を一気に廃止しようとすることは、現行制度の改悪であるから、本法案には反対であ

る旨を述べられました。小林委員は、「選挙は、一齊改選がベターであり、経費節約の点からも本法案に賛成する」旨を述べられました。松澤委員は、「政府が、教育委員会に対する一般の認識を深め、協力を得ようとする努力を怠つて、單に財政的理由を掲げて半数改選制を一齊改選制に改めようとする本法案に反対する」旨を述べられました。笠森委員は「半数改選制を一齊改選制に改めることは、政府の擧げることのほかに民意代表の地域的、思想的偏在を是正する効果もあるので、本法案に賛成する」旨を述べられました。加瀬委員は「本法案は、その本質において教育委員会本来の意識をそこなうことでござります。その点から考えて、いやしくもこの教育委員の公選に関する限りは、教育の本質、教育行政の動向等に対しまして、慎重な検討を加えて、然る後にこれが改廢を

議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に反対するものであります。この法律の施行の日から二年以内に任期の満了すべき教育委員会の委員の任期を更に二年間延長するところは、教育委員の半数改選制度を廃止して、四年ごとに一齊改選にする

ことに改め、この法律の施行の日から二年以内に任期の満了すべき教育委員会の委員の任期を更に二年間延長するところにあるのであります。これは教育行政の上から見て、誠に重大な問題であります。民主主義国家の建設に向けた新日本において、なかなか戦前

の国家主義的中央集権の教育を廃止して、教育基本法の下に新学制を布き、これが最善の教育行政制度として設置されましたが、現在の教育委員会でござります。従つて当初の教育委員会法

は、教育行政への影響については、何ら信頼すべき究明も行わなければ、調査も行わず、単に今日においては、教

育委員会制度発足以来、六年を経過しております。河井彌八君) 本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。

○秋山長造君 私は社会党を代表いたしまして、只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に反対の意思を表明するものであります。

本法案に反対する第一の理由は、立法趣旨において教育を軽視するという

ことであります。法案の重点としてお

こに對する選挙民の理解が薄く、投票の熱意を殺すこととなつて、選挙民

選制度をとつておるものがないので、これに対する選挙民の理解が薄く、投票の熱意を殺すこととなつて、選挙民

## 官報(号外)

5

を見るまでの期間に、本来、一貫性、安定性を生命とするところの教育行政に重大なる空白を生ずることになるので、これに対する教育の重要性に鑑み、一日の空白も許せない。こういう慎重な考慮からして、この制度が設けられたのであります。これは知事などの場合は勿論、他の一般行政委員会等の場合とは、全く趣きを異にしておるのです。この重要な点を没却した單に常識的、便宜的な考え方から、もはやこの制度を維持する積極的な理由がないとして、これを廢止いたしましたがどときは、教育委員会制度そのものに重大な制限を加え、やがて伝えられるところの知事の官選とか或いは地方議会の権限縮小とか、いわゆる行政の中中央集権的な逆コースの波に乗りまして、教育委員の任命制に移行するところの重大的要素を含むものであります。(拍手)

以上の理由からいたしまして、我が社会党は、本法律案に反対をいたしましたのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 私は日本社会党第二控室を代表いたしまして、只今議題となつております公職選挙法の一部を改正する法律案に反対の意思を表明するものであります。

今回提案せられました公職選挙法の一部を改正する法律案の要点といたし

ますところは、第一には、教育委員会の半数改選の制度を廢止して、四年ごとに一齊改選をするという点であります。第二には、教育委員会の委

員の次点者から線上げ補充をする場合に、その選挙の日から三ヶ月以内に限ります。第三には、教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙は、当選人の不足又は委員の欠員の場合は、通じて都道府県にあつては三人以上、市町村にあつては二人以上に達したときに行う。第四といたしましては、この法律の施行の日から二年以内に任期が満了すべき教育委員会の委員にあります。

我々がこの法律案に対して反対しようとする第一点は、教育委員会制度そのものには私どもは賛成でありますけれども、それでも、町村の末端にまで現在の教育委員会を設置することは、時期尚早であります。大遠文部大臣は、日教組対策といたしまして、突如としてこれまでの教育委員会をまだ準備も何もできぬまま、大遠文部大臣は、教育委員会をまだ準備も何もできぬままと云ふことを強行して遂に実現を見たのであります。現在、町村教育委員会の実情といふものは、誠に、大遠文部大臣は、この法律案に反対の意思を表明するものであります。

市町村教育委員会、特に町村教育委員会の実情は、政府の報告によつても、まだあります。反対の第二点として、私はその点を指摘いたしたいと考えるのであります。

反対の第三点は、公職選挙法改正の提案理由によりますといふと、委員会制度は実施後六年を経過し、その運用が兼任をいたしましたり、或いは

明瞭であるところ、或いは教育長と助役が兼任をいたしましたり、或いは

明瞭であることは私が申上げるまでもあります。反対の第二点として、私はその点を指摘いたしたいと考えるのであります。

反対の第三点は、公職選挙法改正の

精神であります。教育の不当支配、行政の不當支配から教育を解放するといふ趣旨は、誠に我々の念願であり、且つ又民主主義を達成する上からいふことを言つておきますけれども、実際におきましては全くその実が伴つておらないのであります。先ほども秋山

議員から申されましたように、今回の予算におきましても、専任教育長を作れる経費として六億の要求があつたのですが、大遠文部大臣によつてこれが削除されてしまった。成いは教科書無償配付に要する費用三億円といつものではありません。大遠文部大臣は教育委員会の保護育成ということを常に口をひきまして、突然としてこれまでの教育委員会をまだ準備も何もできぬままでこれを設置しようとすることを强行して遂に実現を見たのであります。

第四点といたしまして、我々は、教育委員会のものとの公選制に対する改正です。四年に一回の改選であります。四年に一回の改選であります。四年に一回の改選であります。四年に一回の改選であります。四年に一回の改選であります。四年に一回の改選であります。

第五点といたしまして、私は、この法律案の一部を改正する法律案に対して反対をいたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 加瀬完君。〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 只今議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対する開心といふものが薄らぐことは当然であると言わなければなりません。

政府の説明によりますと、本改正に對して深い関心を持つことができるのは、住民は教育委員会制度そのものに對して深い関心を持つことができる、

第五点といたしまして、私は、この法律案の一部を改正する法律案に対する開心といふものが薄らぐことは当然であると言わなければなりません。第五点といたしまして、私は、この法律案の一部を改正する法律案に対する開心といふものが薄らぐことは当然であると言わなければなりません。

最後に、私はこの公職選挙法の改正について形をとつて、その実は教育委員会法そのものの改正を実現しようとしている政府の意図に対しても深い反対と遺憾の意を表明しなければなりません。若しも教育委員会法の改正でありますならば、一切の論議が大遠文政の運営に與へ半数改選の積極的理由が乏しく、運営の空白を生ずる虞れがなく、他にかかる制度の存在しないといふ、そういう実状を考へて、半数改選の制度をやめて全員改選の制度をとつ

たというのと述べています。しかし、最も大きなその半数改選制度をやめたというこの理由は、その選挙によって削除されたという事實に基くに日本前途のうとする現在の政府のやり方に対するものと見えております。

教育委員会の半数改選制度を廃止して、誠に必要なことであるのであります。教育委員会の半数改選制度を廃止して、誠に必要なことであるのであります。教育委員会の半数改選制度を廃止して、誠に必要なことであるのであります。教育委員会の半数改選制度を廃止して、誠に必要なことであるのであります。

意味が、全然本改正によりましては没却されることであります。即ち教育行政の一貫性を通すためには半数交換によりまして、行政面に問題を生ずることを防いだのであります。又教育委員会と知事、市町村長、或いは地方議会の議員、これらの相違に検討を制定されまして、知事に対しましては、若し民意に反するということであれば、ならば不信任という方法もとれる。地方議会に対しましては、解散という方法もとれる。併しながら一休教育委員といふものに対しましては、他の執行機関でありますところの知事或いは市町村長と比べ合せましたときに、民意の反映をより可能にする方法がどういうふうにしてとられるか、こういう問題が検討されました結果、半数交換ということによりまして、民意に副わないものを民選するような交換の方法といふものをとることがよろしいのではないかという意味合いであります。

反対の第二は、一齊改選によりますと、教育委員会の機能が停止する危険がある点であります。教育委員会法の三十三条の二、同三十六条、同四十一条、同五十二条の三、同六十四条、こういふものを相關的に検討をいたしますときに、教育委員会といふものが、一人で行うべきものではなくて委員会制であることは自明の理であります。そうなつて参りますると、知事や市町村長の独任制のものであるならば簡単に代理者を選ぶことができるのですが、どうぞけれども、多数合議制を

とする教育委員会の建前におきましては、完全なる法的な代理者といふものはどこから考へても得られないのです。政府は説明をいたしまして、併しながら現職のまま立候補するわけであるから空席にはならない。問題は生じない。こういうのでござりますが、これは理窟の上では、さようありますけれども、実際に教育委員会の運営の上に、立候補をしてしまったところの教育委員が、教育委員会の開催に非常に熱心に、立候補しない當時と同じように職務に忠実になり得るということは、これは考えられないのです。少くともこういう一齊改選ということによりまして、半数改選であります。そくなつて参りますると、当然これは一齊改選といふことに一貫性といらものを損なうことは明らかになります。教育委員会の機能が一時停止する危険といふものを感ぜざるを得ないのであります。こうしたことを見えてするといふことは、教育委員よりましては、教育委員会の機能を一齊改選に改めたと言いましても、世間は許すことができないのであります。若しも半数改選といふ問題だけを取り上げて、政府が言明されるがごとく、教育委員会制度といふものを尊重するので、我々は飽くまでも教育委員会を強化育成するために、半数改選を否定することになりますので、私は賛成することができません。

(拍手)

反対の第三は、教育委員会法を改むべきを、選舉法のみで教育委員会法の内容を変更するがこときことをすることは、本末顛倒とも言へべきか、法の運用を甚だしく誤つたことであると思います。

反対の第四は、教育委員会の根本改正を忘れた姑息な手段であるといふことがあります。なぜなら、今教育委員会におきまして一番問題の多いの

## は、地方教育委員会制度といふものを

現状のままにしてよいかどうかといふことが一つ。地方教育委員会の教育長を助役の兼任、或いは教育長を得られないままの事務の代理者、こういう形に放置いたしておきまして、教育委員会の制度の運営が完璧を期せられる。

いろいろの問題が教育委員会にとつては一番大きな問題である。ところが

この問題には全然手を觸れません

で、一番世上批判の多い問題には手を触れませんで、単に半数改選を一齊改選にするといふやうな安易な方法によれば、それが先に述べたとおりに、

教育委員会の性格をも變えることをあえてする、こういふことは、断じて私どもは許すことができないのであります。

若しも半数改選といふ問題だけを

にはいろいろ異論があるかも知れんけれども、政策的にはこのほうが都合がよいからこういう方法をとるという

ことは、断じて為政者として許しがたい措置であると思ひます。(拍手)

以上の五つの理由からいたしまして、私どもは断じてこの改正案に反対をせざるを得ません。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。

〔参考〕

〔参考〕

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票箱はございませんか……投票漏れないと認めます。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票総数 百九十三票 白色票 百二十五票 青色票 六十八票

よつて、本案は可決せられました。

(拍手)

〔参考〕

〔議場閉鎖〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 賛成者(白色票)氏名 百二十五名 河野謙三君 佐藤尚武君 小林武治君 小林政大君 北勝太郎君 上林忠次君 森八三一君 柏木庫治君 青木頼哉君 石黒忠篤君 加賀山之雄君 赤木正雄君 森田義樹君 西田隆男君 三木與吉郎君 三浦辰雄君 前田久吉君 前田久吉君 早川慎一君 岩谷俊作君 宮城タマヨ君 田村文吉君 館哲二君 須藤常岡君 島村軍次君 伊能芳雄君 横川信夫君 木村守江君 青柳秀夫君 豊田雅孝君 西田國太郎君 酒井利雄君 西川弥平治君 木村清一郎君 井上清一君 吉田萬次君 岩村久藏君 酒井利雄君 佐藤清一郎君 伊能芳雄君 木村高野一夫君 森田亨弘君 森田豊壽君













別法はありまするが、これは、在日米軍の機密を保護するためのもので、國內の秘密を保護するための一般的な取締法令は存在しないのです。

本法案は、かような趣旨、目的及び必要性に基いて提案されたものであります。本法律案は、六条款と附則一項より成るものであります。その概略について申述べますと、第一条におきましては、用語の定義を定め、特に防衛秘密たるものとして、特定事項にして且つ公けになつていいものと規定し、第二条は、國民が秘密事項そのものを認識し、併せて秘密の漏せつを防ぐため、秘密の物件その他に標記を附する等の措置を講ずることを定めております。第三条から第五条までは罰則でありまして、秘密を探知又は収集する罪、秘密を漏らす罪、業務上の秘密を漏らす罪等を規定し、業務上の秘密については、過失犯を認め、更に独立犯としての教唆、扇動を認めております。第六条は自首減免についての規定であります。

本法案は、先づ本会議において提案理由の説明及び質疑応答がありました。委員会は極めて慎重且つ熱心に審議をいたしましたのでありますて、回を重ねますこと二十二回に及び、その間、外務委員会と連合し、或いは公聴会を開き、各界の公述人より意見を聴取いたしました。審議の過程におきましては、殆ど全委員より適切なる質疑がなされました。問題となりました事項は、法案の内容に関することは勿論、法案と憲法及びM.S.A.協定との関係等の根本的なことについてであります。

それらは非常に多岐広範囲に亘りますので、詳細は会議録に譲りたいと思いますが、その主な点を申しますと、大体次の通りであります。

現行刑法は、旧刑法の外患の罪の大部分を削除したが、これは憲法第九条に照応するもので、外国の侵寇に対する組織的な抵抗を持つことは許されないのでないか。かような見地に立つと、自衛隊の存在は適憲であり、本法案も同様になるのではないかということ。或いは基本的人権と、これを制限し得るとする公共の福祉の性質とその関係。MSA協定第三条第一項の、両政府の間で合意する秘密保持の措置の意義及び本法案との関係。米国との関係において本法案のこときものを制定する必要があるか、法律ではなく、行政府の内部措置のみで足りないかという点等であります。法案の内容については、「公になつていなゝもの」の意義が先ず問題となり、特に標記の「有無と犯意との関係、防衛秘密の本質、政治犯と裁判の公開等であります。次に、「情報」、「不当な方法」、「業務」等の意義、学者の研究や報道人の取材活動と本法の取締との関係、秘密の区分、本法を修正した場合に協定の実施に及ぼす影響、第三条の罰則において、刑が一本になつてゐるが、これを区分すべきではないか等についてであります。

これに対し政府より、それべく答弁がありました。その主なものを申しますと、大体次の通りであります。

憲法上の問題は、結局、自衛隊が憲法上許されるか否かの問題に帰するわけであつて、戦力に至らざる程度の自衛力を持つことは憲法に違反するものではなく、従つて、それに關し、成る

程度の秘密保護の方途を講ずることは当然である旨。協定第三条の合意とは、防衛秘密の内容、具体的には本法案第一条第三項の各号について合意すべきことを意味するのであって、法律によると必要があると考へる旨の答弁がありました。法案の内容につきましては、先づ「公になつてしないもの」の意義であります。即ち、「公になつている」とは、不特定多数の者が知り得る状態にある場合をいうのであつて、それは、国、場所、手段、方法の如何を問わぬ趣旨である。従つてこれは犯罪構成要件についての「しばり」となるわけであります。国民の大多数は、いつ、どこで公になつたか知らない場合が多いので不安だという点については、本来、本法案の防衛秘密は、相当高度な科学的な秘密であるが故に、一般国民の日常生活に殆んど無関係な上に、この点についての举証責任は検察側にあるので、この非難は当らない。なお公になつていないことについても認識を必要とするが故に、標記が脱漏していた場合には、多くの場合、犯罪は成立しないとの答弁がありました。「不当な方法」とは、社会通念上不当なる概念においては、多くの場合、犯罪は成立したり、深酒を強いたりするがごときことをいうのであって、家宅に侵入するがごとき「不法」な場合より広い概念である旨。「業務」は必ずしも防衛関係の業務に限られない。例えば秘密漏泄事件担当の裁判官、弁護人も含まれるわけである。要するに業務上当然知るべき地位にある場合をいうのであつ

て、報道業務は含まれない趣旨である旨。又、学者の研究は、たま～それでも、本法の対象にはならないし、新聞が防衛秘密と吻合することがあっても、本法の施行に及ぼす影響はない旨の答弁がありました。

最後に吉田内閣総理大臣の出席を求める場合は、論外として、通常の場合は、總理大臣より、これを十分尊重する旨。又、本法の制定が憲兵制度復活の虞れがあるかというのに対し、そのようなことは全く考えていない。本法の施行によって基本的人権の侵害される懸念の有無については、その尊重に特に意を用いていたとともに、個人の名譽の尊重についても国民と相協力して進みたい旨、本法の根本的改正については今のところこれを考えていない旨、原爆、水爆の使用の脅威による文明の危機については、世界平和の達成に政府としても意を用いているが、これは世界全体の問題として好転せしめられるであろうとの答弁があり、これを以て質疑は終了いたしました。

討論におきましては、一松委員より本法案に対する修正案が提出され、その趣旨について説明がありました。その全貌は会議録に譲りますが、主な修正点は次の通りであります。

第一に罰則のうち、防衛秘密の漏泄について、我が国の安全を害する目的を以てするものと然らざるものとを分ち、特に後者の刑を軽くして五年以下の懲役に処することとし、第二に、第三条及び第四条の「業務により」を、「防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により」との趣

旨に改めるとともに、第三に、過失漏泄について、右の業務による場合と、それ以外の業務による場合とを分けて、後者の刑を軽減し、第四に、本法案の第七条として、法の解釈適用について、国民の基本的人権を侵害するとのないように規定を設ける等の点があります。

なお一松委員より、この修正をなすに当つては、防衛秘密の保護の趣旨を一般国民に周知させることによつて、一般国民が不注意で本法の罪を犯したり、不当に国民の言論出版等の自由が抑圧されないよう特段の考慮を払うことを要望する趣旨の附帯決議案を提案し、本法案に賛成する旨の発言がありました。

次いで青木委員より、「一松委員提出の修正案、修正部分を除く原案及び附帯決議案にそれべく賛成する。本件は、日米相互防衛援助協定に伴つて、日米両国間の申合せにより、國際信義に基き、我が国の安全を防衛する必要上立案せられたものであつて、戰争放棄と国民の基本的人権の尊重の違法の規定に違背するものではなく、正対論の多くは運用上の懸念から来るものである。その取締の範囲及び処罰の内容についても十分なる制約がなされているので、善良なる国民を脅かすものでなく、一般人の故意、過失を対象とするものではない。修正案についての説明は、字句を明確にして、処罰の均衡を合理化した点、解釈適用についての訓示規定を設けた点等、いずれも適切であり、附帯決議の趣旨も妥当である旨、補足委員より、M.S.A協定が成立した以上は、協定上必要な義務は、国際信義上守らねばならないという意味で、



定して来ることになるようになります。から、本法の運用面、即ち行政権の面におきましても、アメリカ政府の姿勢を認めることになるのでございます。以上のような意味で、本法の成立は、日本の主権をみずから傷付けるところの屈辱的な法律と言わなければなりません。（拍手）

反対理由の第三点は、本法の内容が甚だ広過ぎる点であります。委員会における政府の答弁から判断しても、本法の対象となる秘密は、そんなに數は多くないのであります。従つてそれを取扱う防衛秘密に関する官吏が、十分注意して行動すれば事足りるのであります。防衛秘密に関する官吏以外の者を問題にするといいたしましても、このよくな観点から、本法の内容を批判いたしますと、例えば本法第三条第一項第一号の不当な方法による探知、収集罪或いは本法第三条第二項の普通の秘密漏れのときは、明らかに現段階における秘密保護法としては行き過ぎたものであります。これでは、やもすれば普通の人が何ら惡意もなく秘密について話したり聞いたりしたことも取締の対象になつて来る虞れも十分あるのでございます。勿論私といえども、國家の秘密を探知、収集或いは秘密漏れの問題であります。それらを取扱う官吏の問題であり、この点に問題を擲ぬしないで、これを一般国民に直ちに拡げることは甚だしく間違つたやり方と言わねばなりません。かく

のごときやり方は、結局は官吏の義務と責任を一般国民に転嫁するものと言わなければなりません。同じような立場から本法第五条が教唆、勧説の規定を設け、特に教唆については犯罪の一規則に反してこれを独立犯として处罚しようとしていることも、甚だ広過ぎる立法と言わなければなりません。

反対理由の第四点は、本法の制定は、日本の社会に新らしく秘密主義の立場を拾はせる危険があることになります。日本国民は新憲法下においては、公の問題については何事でも知る権利を持つてゐるのであります。いわゆる逆コースの風潮は、保護すべき個人の秘密、例えば信書の秘密を侵す、こういうことを一方ではやりながら、他方では公の問題については、却つて国民の耳目を塞ぐ傾向を持つて來ているのでござります。本法案の内容そのものは極めて限られた秘密に関するものであります。本法が実用される場合、多くの弊害が予想されると、その虞れが十分あるのでござつて国民の耳目を塞ぐ傾向を持つて來ているのでござります。

そのものは極めて限られた秘密に関するものであります。本法が実用される場合、多くの弊害が予想されると、その虞れが十分あるのでござつて国民の耳目を塞ぐ傾向を持つて來ているのでござります。

その第一点は、国会議員の審議権の問題であります。吉田総理は、五月十九日の参議院本会議において、外務問題についての我が党中央議員の質問に対し、又昨日の法務委員会において、同じ私の質問に對しても、実質的な答弁を拒否しているのであります。これは明らかに憲法第六十三条の違反であると思うのであります。而もその答弁拒否の法的根拠というものを明白にされないのであります。

本法審議の委員会において、政府委員は私の質問に對して、「本法の秘密事項について、国会の秘密會ではす」とお答えするが、本法の運用如何によつては、実質的に検閲の芽生えが出來るようになる虞れが十分あります。（そうだと呼ぶ者あり）

以上は、新らしい秘密主義の始頭に關する二、三の例に過ぎないのであります。このよくな民主主義に対する危険を留してまで本法を作る必要はどこにもないであります。（拍手）本法によつて幾らか政府は取締上の便宜心配するのでございます。（拍手）

第二点は、本法が憲兵制度復活の一因めに当面いたしますと、吉田総理によつてふみにじられ、従つて国会の審議権というものは、そういう角度から制約されて來ることを私どもは想定しなければなりません。

第三点として、再び憲法問題に論及しなければなりません。即ち本法は、憲法第十九条、第二十一一条、第二十三一条等の国民の基本的人権を制限するものであることは明らかであります。この点に関し、政府自身委員会で言明したことと、公共の福祉によって国民の基本的人権を制限するのを以てしては、国民の基本的人権を制限するものであることは明らかであります。併し佐藤法務局長官自身委員会で言明したことと、公共の福祉によって国民の基本的人権を制限するには、おのずからそこに差違があるのです。即ちその基準とその制限の憲法上の根拠としておられるのでござります。

第三点は、検閲制度の問題であります。本法案に關する質疑において、政府はたゞ一檢閲制度を否定しておられます。本法案の仕方によつては、いつでも警務官の権限を民間人に及ぼすことによって一般警察に任す方針であるとのであります。法律上そのことが明確になつていないのであって、政令の制定の仕方によつては、いつでなく、直ちに本法案のとるべきものに手を据けることは行き過ぎた態度であると言わなければなりません。

第三に、いわゆる利益と弊害との比較の問題であります。本法のときも

らば、政府の少しくらいの便利はこれ  
を自制すべきものであります。

以上のごとく各種の条件を具体的に  
検討するならば、いわゆる公共の福祉  
の理由の下に国民の基本的人権に制限  
を加え得る状況にあるかどうかは、極  
めて疑わしいと言わねばなりません。

そこで最後に、この問題を現行法の  
具体的規定と比較して検討してみたい  
と思います。即ち現行刑法、民法によ  
れば、いわゆる正当防衛、緊急避難の  
行為を認める前提として、即ち咄嗟の  
場合に他人の権利を侵害することを認  
めた前提として、止むを得ず最小限度  
の加害行為をした場合にのみ、その正  
当性を認めておるのであります。或い  
は憲法上保障されておる土地所有権を  
公共の利益の立場から強制的に國家が  
買上げることを認めておる土地収用法  
においても、公共の利益と個人の利益  
との嚴重な比較検討を要請しておるの  
であります。これらの現行法の体系か  
ら割出しても、今日のごとき状況の下  
では本法律案を提出することは、明ら  
かに憲法のいわゆる公共の福祉の適用  
であり、断じて許されない立場と言わ  
ねばなりません。

以上五つの点を申上げまして、私の  
反対討論とする次第であります。(拍  
手)

○副議長(重宗雄三君) 青木一男君。

〔青木一男君登壇、拍手〕

○青木一男君 私は、日米相互防衛援  
助協定に伴う秘密保護法案につきまし  
て、法務委員会で修正賛成されたもの  
に賛成するものでございます。

本法案は、MSA協定に基いてアメ  
リカ合衆国政府から供与される装備品

又は情報について、その秘密の漏せつ  
を防止することを目的とするものであ  
ります。即ち日米相互防衛援助協定第  
三条において、米国政府の供与する秘  
密の装備品又は情報について、その秘  
密の漏せつ又はその危険を防止するた  
め両政府間で合意する秘密保持の措置

をとるべきことが約定されておるので  
あります。米国政府といたしまして  
は、我が国に供与した武器その他につ  
いての秘密が漏れるということは、米  
国自身の国防の安全を保つ上から堪  
えがたいことありますので、かよう  
な約束のできることは当然と言わねば  
なりません。我が國がこの条約に基く  
約束を果すため本法律を制定すること  
は、國際信義の上から言つても妥当の  
措置と言ふべきであります。米国から  
武器の供与を受けている諸外国でも、  
米国との間に、右と同様の秘密防衛の  
約束を含んだ条約を締結しておるので  
あります。が、諸外国ではすべてこの種  
の秘密保護については既存の取締法が  
ありますので、その適用によって米国  
との約束を果しておるのであります。  
が、我が国にはかよなスパイ防止法  
その他の取締法令が全く存在しておら  
ないために新らしい立法が必要とする  
に至つたものであります。併しながら  
本法制定の理由は、単に米国との約束  
を果すというだけにとどまるものでは  
ありません。米国から供与を受けた武  
器その他の装備品は自衛隊の手で我が  
国の防衛に使用されるのでありま  
して、従つてこれについての秘密の漏せ  
つを防止することは取りも直さず我が  
國の安全を図るために必要な措置と  
なるのであります。要するに国際上の  
責任を履行することと、国家の安全を

図るといふ二つの方面から考えて、本  
法制定の必要を認めるものであります  
。これが私の本法案に賛成する理由  
であります。

本法案につきましては、一部に憲  
法違反であるとか、或いは違反の疑い  
があるという非難があるものであります  
。只今も鶴田議員より、この点を指  
摘されておるのでござります。その論  
拠の一つは、憲法第九条との関係であ  
り、他の一つは、憲法に保障された國  
民の基本的人権との関係であります。

先づ第一の点について論者は、我が  
国は憲法第九条によつて、戦争及び武  
力の行使を放棄し、戦力の保持を禁じ  
ておる、然らば我が国には軍隊も軍の  
機密もないはずである。防衛秘密とい  
つても、内容は、従来の軍事機密と異  
なるところがないから、憲法に抵触す  
るというのであります。併しながら國  
の秘密保護については既存の取締法が  
あります。論者の中には、憲法第  
二十二条の言論、出版その他の表現の  
自由には、公共の福祉の制約がついて  
いないから、無制限であると主張する  
人もありますけれども、併し幾多の立  
法の実例から見ても、表現の自由の無制  
限でないことは明瞭であります。國家  
の安全を図るためスパイ行為その他の防  
衛秘密の漏せつの取締立法をなすこと  
は、何ら憲法に抵触するものではない  
のであります。鶴田議員は、本立法を  
必要の限度にとどめるため、當時防衛  
秘密を取扱う保安庁当該官の取締を強  
化すればよいではないか、と、いうこと  
を、只今も主張されたのであります  
が、私も保安庁関係者に十分警告を与  
えることには異存はありませんが、そ  
れだけによつて秘密漏せつが完全に防  
止できるものとは信じ得ないのであり  
ます。

世上の本法に対する反対論の多く  
は、むしろ本法の運用についての懸念  
から出発しておるものとを考えます。こ  
れは戦時中、軍機保護法などが濫用さ

との関係にあるものであります。即ち本  
法の制定は、憲法に保障された言論、出  
版その他の表現の自由と学問の自由を  
侵すものであるから憲法違反であると  
なるものであります。併しながら戦時中の  
軍機保護法は、當時政府を超越して実  
權を把握していた軍の威力から離  
れた軍といふ組織のなくなつておる今  
日、同じようなことの起る虞はない  
のであります。又政府当局は委員会  
において、繰返し本法の運用について  
は、いやしくも濫に流れ、不当に人権  
を侵さないよう注意をすると申して  
おりますから、往年のごとき弊害を繰  
り返す虞はないものと信ずるのであ  
ります。又規定の内容においても、昔  
の軍機保護法と根本的に異なるところ  
があります。軍機保護法の軍事上の秘  
密の種類、範囲は頗る広汎であります  
。而も陸海軍大臣が、命令を以て自  
由に定め得ることになつております  
。然るに本法案の防衛秘密といふの  
は、米国から供与される装備品とこれ  
に關する情報中高度の秘密に属するも  
のに限局されておるのであります  
。事実上、極めて狭い範囲のものであります。

又秘密の探知、収集の处罚について  
も、軍機保護法では、無条件、無制限  
であつたのに、本法では、スパイの目  
的又は不法、不当の手段で実行した場  
合に限つて处罚することとしてあります。  
秘密漏せつの处罚についても同じ  
ように、両者間に顯著なる差異があり  
ます。要するにスパイ行為をやると  
か、不法、不当の手段で防衛秘密を探  
り又はこれを漏らすといふような反

家性、反社会性の行為を意識的にやつた場合だけ法に触れるのでありますて、善意の国民が、知らない間に法を侵すというようなことはなっておらないであります。ただ防衛秘密を取扱う業者その他の者が、業務により知り得し、又は領有した防衛秘密を過失によって他人に漏らした場合、軽い处罚を受けることとなつておるのであります。ですが、防衛秘密を取扱う業者に対し、特別の注意義務を課するのは妥当の措置であつて、いざれにいたしましても、業務に關係のない一般人が不注意又は過失によつて处罚を受けるということはないであります。新聞その他報道關係の者が、「この業務により」該当するものではないかといふ懸念があつたのであります。委員会の質疑応答によつて、この点が明瞭になりましたので、「業務により」という言葉の意義は、従来の立法例からしても、又は他の報道關係は、「業務により」説、判例等によつて定説があり、職務権限により知つたといふのが「業務により知得し」に當るのであるから、新聞その他の報道關係は、「業務により」の觀念に含まれないことが明瞭となりましたので、この点の不安はなくなりたのであります。

本法案反対の一理由として、本法制定の必要性と緊急性を欠いておる点が挙げられてゐるのであります。その根拠の一つとして、一昨年五月に制定された日本国と米国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の実例が引用されておるのであります。この法律には、合衆国軍隊の機密保護について、今回防衛秘密保護法の原案と同じ規定を設けておるのであります。この刑事特別法の施行以来

二ヵ年を経過したのであります。この間違反事件があつたかといいますと、只今亀田議員も申されたごとく、僅か数件輕微なものがあつただけであり、而も起訴された事件は一件もなかつたのであります。そこで委員会において或る委員は、こういう事件は、容易に起るものではないから、本法も急いで立法する必要はないのではないかと主張されたのでありますが、私はそれは刑事特別法といふ予防立法があつたから問題が起きなかつたものと解するものであります。併ししながら、それは、私が、秘密の探知収集或いは漏せつの罪、いすれもスパイ行為、即ち国家の問題が起きてから立法しては遅きに失するものと考えます。この点を理由とする反対論には養成ができないのであります。併し、ともかく刑事特別法が施行以来二年を経て、一つも起訴事実のなかつたということは、こういう立法は全く予防手段であつて、違反事件は容易に起るものではない、ということを実証すると同時に、広く世間で心配しております法の適用といふことなどもなかつたことを示しているのであります。併し本法制定後においての適用については、飽くまで適用を慎み、基本的個人權を尊重せねばならないことは当然であります。併し第三条の罰則についても、これに関する警告の一条文を加えたことは適當なる修正と考えておる次第であります。

次に、本法案の修正について申上げます。委員会においては幾つもの修正案が提出され、その重点は、罰則に集中されましたのであります。中には原案の趣旨と著しく飛び離れたものもありました。その理由は、違反行為の範囲を狭めましたが、通常不當な方法によつて防衛秘密を漏らした罪の处罚であります。原案における第三条の罰則についてであります。この法律には、合衆国軍隊の機密保護について、今回の防衛秘密保護法の原案と同じ規定を設けておるのであります。この刑事特別法の施行以来

めることによつて、本法の濫用を防

らなければ探知できなものという観念は明瞭を欠く嫌いがありました。

で、これを改め、一般人の場合には、

の間に放棄するといふようなこと

があります。併しながら著しく網

は五万円以下の罰金に処することとなつております。併しこの場合も、第三条の場合と同様に修正して、防衛秘密

を取扱うことを業務とする者、即ち常務として防衛秘密を取扱う者について罰を一年以下の禁錮又は三万円以下の

は、原案通りの刑罰とし、その他の場合には五年以下の懲役という一段の刑罰に処することに改めたのは合理的であると考える次第であります。又、原案第三条第一項第三号には、「業務により漏泄した者」は、これ又十一年以下の懲役に処することになつております。「業務により」という表現は、既に改めましたことは、これ又合理的であります。

が、漏泄の原因が何であつても、本法の適用範囲

を以て漏泄する目的を以てする行為を取

り得したものは、その刑罰を以て漏泄の原因が何であつても、本法の適用範囲





そして國民を压迫する、そういう防衛力がでて来るのことなのです。この意味から、私は本法案に鉗くまで反対しなければならない。

第四の私の反対理由は、こういう種類のいわゆる秘密立法というものは、すでに過去の立法です。原子力の時代に、秘密保護などによつて国を守ることはできるものじやない。これを何よりもよく現わしておるのは、最近アメリカにおいてオッペンハイマー教授が迫害されているという事件でよくわかるのです。戦争に勝つことが問題なのでない。武力などによつて國を守るのではない。世界の平和によつて國を守るのであるのだといふ考え方方に、世界の世論が動いています。オッペンハイマー教授の事件のようなものを眼前に見て、而も我々たる防衛秘密によつて國を守るのを圧迫するよつうな本法案の「反対せざるを得ない」のです。

第五の理由は本法案はある点でジレンマに満ちてあります。憲法違反ではないということを政府は言われるけれども、然らば何故にこれを絞るのか。この法律案が軍機保護法といつても、その間に満ちてあります。憲法違反の言ひ方と「いゝ」と「いゝ」ではないといふことと政府は言われる。それでは憲法が許すよつた行政部内の内部規律によつて機密を守る程度のものかと言え、どうでもないと、それは、その間をこの法律案が絶えず右に寄つたり左に寄つたりしている。現に政府が本法案を提出されました当初に幅の広いものであつた。或いは勤員であるとか、作戦であるとか、防衛出動であるとか、そういうものを含んでおるものは、明らかに軍機保護法で

## 官報（号外）

に、祕密保護などによつて國を守ることはできるものじやない。これを何よりもよく現わしておるのは、最近アメリカにおいてオッペンハイマー教授が迫害されているという事件でよくわかるのです。戦争に勝つことが問題なのでない。武力などによつて國を守るのを圧迫するよつうな本法案の「反対せざるを得ない」のです。

第六に私の反対する理由は、本法案必ず最後には、その国の祕密を漏らさないためには死刑を以てこれを防がなければならぬといふ考と方まで行くのは当然です。この法律案にはまだ死刑は出ていません。併しながらいわゆる刑罰を以て臨まなければならなくなるのは、これは明らかです。この法律案の「反対せざるを得ない」のとくは今までに三つある。我が国会を通しました。戦争中やつた裁判で、講和条約発効後再審をしなければならないといふ私すべき法律案を

は必ず裁判所制度、裁判の正義を壊すことです。戦争中に日本が行なつた裁判で、講和条約発効後再審をしなければならないといふ私すべき法律案を

は極めて困難だということは、政府みずから認めていた。今日憲法が「秘密権」を認めている限りは、そういうことを立証することは殆んど不可能です。そうすれば、こういふ法律を厳格に施行して行こうとすれば、遂に「秘密権」を否定し、憲法を否定せざるを得なくなつて行くのです。或いは憲法を破るか、この二つの間をさまよつて行く

ような本法律案に賛成することはできないのです。

私の反対の第六の理由はすでに龜田委員からも指摘されましたから省略い

たしますが、要するに眼前に明白なる危険といふものが無いのに、基本的人権を制限しようとすることは、憲法違反であり、許さるべきことではありません。

第七に、日本に祕密がないのに、こういう法律案を作らうとするのは、別

す。本法案は、委員会の討議の際に個の目的があると断ぜざるを得ないのです。その別個の目的とは何かと言え

ます。一つには、国民全体を圧迫しよう。二つには、国際関係の自由なる解決といふものを妨げようと

いることです。

第八に私の反対する理由は、本法案は必ず裁判所制度、裁判の正義を壊すことです。戦争中に日本が行なつた裁判で、講和条約発効後再審をしなければならないといふ私すべき法律案を

は必ず裁判所制度、裁判の正義を壊すことです。

以上が、私の本法律案に対する反対の理由であります。（拍手）

○議長（河井彌八君）一松定吉君。

〔一松定吉君登壇、拍手〕

○一松定吉君 私は改進党を代表いた

しまして、本案に対しまして賛成の意

を表明するものでございます。（拍手）

まず申上げておきたいことは、こう

いうような法典が必要であるかないかが、いわゆる憲法九条の解釈が違つたのです。そこで、三つあるうちの二つは、旧軍機保護法及び国防保安法に関するものです。こういふ種類の法律が如何に裁判所の正義を壊すものかといふことは、これを見ても明らかです。

その三つは、もとより軍機保護法及び国防保安法に関するものです。こういふ種類の法律が如何に裁判所の正義を壊すものかといふことは、これを見ても明らかです。

第三に、本法律案は、何らの効果はない。先ほど申上げましたように、一

松定君は指摘せられたように穴だらけです。そうしてその穴を塞ごうとすれば憲法違反になる。

最後に私は諸君にお願いしますが、どうかいわゆる防衛といふふうなこと

でも放棄したのであるという解釈が、いわゆる社会党のかたの御解釈。私どもは正当防衛権の行使は憲法九条において放棄していないという概念に立つております。（「曲解だ」と呼ぶ者あり）

これは曲解でも何でもない。我々人間、生きとし生きておるものは、ことごとく自分に対して侵害をやつて来る場合においては、これを防衛すること

は、これは生きているものの当然の権利であるります。（拍手）これら

ことは、法律において制限すべきものでも何でもない。これは人間が、

今、私がここに立つておるときには、或

いわゆるあの戦争放棄ということは、守るところの権利といふものは、生きるためにはことごとく存在するという

ことを前提としてです。憲法九条の、

いわゆるあの戦争放棄といふことは、九条を見ればわかる、「国際紛争を

決する手段として」だ。「国際紛争を

決する手段として、永久にこれを放棄

する」んだ。故に、「前項の目的を達するためには、いわゆる「陸海空軍その他の戦力は、保持しないのだ。」いわゆる

他の戦力は、保持しないのだ。いわゆる「陸海空軍その他の戦力は、保持しないのだ。」いわゆる

他の戦力は、保持しないのだ。いわゆる

を達するためにはいけないものであるが、国際紛争を解決の手段じやなくして、独立国として自分の國を自分が守るということは、この憲法九条の範囲外に属するものであるといふ解釈を私はとつておるのであるが故に、社会党の諸君の、いわゆる戦争を放棄していふ論理には、私は賛成はできないと上げてみたのであります。(拍手)そこで、今こういうような規定が必要であるかないか。備えあれば憂いなし。我が國は、すでに独立国となつた以上は、他國が我が國を侵害するよう行使は当然である。ただ、現政府の説明するように、どこまでも陸海空軍を拡大強化して、それが憲法九条の規定に反するか、反しないかといふことについては、ものの尺度は、国際紛争を解決する手段としてそういうことをやつてゐるのであれば、それは憲法違反であります。どうでなくして、自分の國を守るために、いわゆる保安隊、自衛隊が必要であるといふことは、憲法九条違反ではあります。これを前提として、この問題を解決しなければならないことがあります。これは、羽仁君が言わぬに立つて、我が國が、即ち、アメリカによつて今我が國の秩序は保護されつて、アメリカの駐留軍がいる。この駐留軍が、日本が秩序を維持することができる、ひとり立ちのできるようになつたならば、我々は何時でも日本を撤退するんだ。こういう故に、一日でも速かに我々は撤退してもらいた

い。その撤退してもらつたには、即ち我が國を我が國の力においてこれを自衛するだけの、いわゆる自衛若しくは、併しながら龜田君も棚橋君も、保有するだけの勢力をを持つことは当然でなければならんのであって、この点には社会党の諸君も恐らく反対はありますまい。それならば、いわゆる国は持たなければならん。それを持つて、このことは、これはいわゆる当然の、独立国としての権利である。又一面から言えば義務である。

こういうときに、いわゆる我が國を守るために陸軍、海軍、空軍が必要だ。その必要なときに際して、これらの必要であるところの武器、彈薬、船舶等をアメリカさんが貸して下さる(笑)声)といふことがMSAの協定である以上は、この協定がすでに成立した以上は、この協定によつて向うから貸与されるところの秘密というものを守るといふことは、アメリカのためでもありますようが、一面、我が國を守るところの兵器を、我々が秘密を保持するといふことは、これは又当然でなければならんのでありますから。(拍手)この法案が必要である。かように考えて、私はこの法案に賛成いたしました。アメリカのためでもありますようが、この穴を埋めるについて、皆さんと御協力を申上げまして、今日お手許に出してあるよな修正案が通過したのでありますし、この修正案ならば、まあ、どうかこうか穴は埋めたのであるが、龜田君の心配するように、人権を侵害してはならないから、どうしてもこの穴を埋めることについて、皆さんと議場を開鎖してはいけないということが、即ちこの龜田君の第七条の規定並びに私のつけた附帯決議がその意味を盛り込んだのでありますし、これは社会党の左派の諸君並びに右派の諸君の委員の御意見を尊重して入れたことであるといふことを(拍手)御了承賜わりまして、私は本案に賛成するものであります。

(拍手、笑) ○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。本案の表决は、記名投票を以て行います。委員長報告の通り、修正議決するごとに賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票

を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。〕

〔議場開鎖〕

〔投票結果を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。

○議長(河井彌八君) これより開票いたします。投票を参

ります。これより開票いたします。投票を参





明治二十九年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

(配送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町  
大藏省印刷局  
電話九段四三五  
東京一九〇〇〇〇  
郵便官報課